

胎内市最低制限価格制度要綱の一部を改定します。

令和7年11月1日以降の入札公告から適用となります。

1. 制度の対象となる契約の定義

第2条（胎内市最低制限価格を設定する契約）

改正前

最低制限価格を設定する契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)
第2条第1項に定める建設工事の請負契約であって、競争入札に付すもの
- (2) 胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成17年告示第14号)別表第1に定める業務の委託契約であって、競争入札に付すもの

令和7年11月1日から

最低制限価格を設定する契約は、市が発注する建設工事、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の請負契約であって、競争入札に付すものとする。

2. 最低制限価格の算出

第3条（最低制限価格の設定方法）

○測量業務

改正前

(60/100から82/100の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接測量費
 - イ 測量調査費
 - ウ 諸経費×0.48
- アイウの合計額×消費税

令和7年11月1日から

(60/100から82/100の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接測量費
 - イ 測量調査費
 - ウ 諸経費×0.50
- アイウの合計額×消費税

○建築関係の建設コンサルタント業務

改正前

(60/100から80/100の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 特別経費
 - ウ 技術料等経費×0.60
 - エ 諸経費×0.6
- アイウエの合計額

令和7年11月1日から

(60/100から81/100の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 特別経費
 - ウ 技術料等経費×0.60
 - エ 諸経費×0.6
- アイウエの合計額

○土木関係の建設コンサルタント業務

現行

(60/100 から 80/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.90
 - エ 一般管理費等×**0.48**
- アイウエの合計額

令和7年11月1日から

(60/100 から 81/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.90
 - エ 一般管理費等×**0.50**
- アイウエの合計額

○地質調査業務

現行

(2/3 から 85/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接調査費
 - イ 間接調査費×0.90
 - ウ 解析等調査業務費×0.80
 - エ 諸経費×**0.48**
- アイウエの合計額×消費税

令和7年11月1日から

(2/3 から 85/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接調査費
 - イ 間接調査費×0.90
 - ウ 解析等調査業務費×0.80
 - エ 諸経費×**0.50**
- アイウエの合計額×消費税

○補償関係コンサルタント業務

現行

(60/100 から 80/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.90
 - エ 一般管理費等×**0.45**
- アイウエの合計額

令和7年11月1日から

(60/100 から 81/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.90
 - エ 一般管理費等×**0.50**
- アイウエの合計額

○上記規定の適用が適当でないと認める場合

現行

規定にかかわらず、予定価格に、100分の60から**100分の80**までの範囲内において定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とするものとする。

令和7年11月1日から

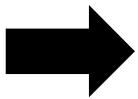
規定にかかわらず、予定価格に、100分の60から**100分の82**までの範囲内において定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とするものとする。

3. 最低制限価格の設定をしない場合

第6条（最低制限価格の対象外）

現行

規定無し



令和7年11月1日

市長は、最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、第2条の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないことができる。